

第 11 簡易タンク貯蔵所

(簡易タンク貯蔵所の基準)

第 11 簡易タンク貯蔵所の基準は、次のとおりとする。

1 延焼のおそれのある外壁

政令第 14 条第 1 項第 1 号イにおいて準用する政令第 12 条第 1 項第 12 号に規定する「延焼のおそれのある外壁」とは、第 5(製造所の基準)・5 に定める外壁とする。＊

2 採光設備等

政令第 14 条第 1 項第 1 号ニにおいて準用する政令第 10 条第 1 項第 12 号に規定する「採光、照明設備」は、第 5(製造所の基準)・7 の例によること。＊

3 換気設備及び可燃性蒸気排出設備

政令第 14 条第 1 項第 1 号ニにおいて準用する政令第 10 条第 1 項第 12 号に規定する換気の設備及び可燃性蒸気を屋根上に排出する設備は、別記 3「換気・排出設備の基準」によること。＊

4 同一品質の危険物

政令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。例えば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならないこと。したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、1 の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

5 簡易貯蔵タンクの設置方法

(1) 政令第 14 条第 1 項第 4 号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とすること。＊

(2) 政令第 14 条第 1 項第 4 号に規定する「架台等」は、不燃材料で造ること。＊

(3) 政令第 14 条第 1 項第 4 号に規定する「固定」は、車止め又はくさり等による方法とすること。＊

6 給油又は注油のための設備

政令第 14 条第 1 項第 9 号の規定により「簡易貯蔵タンクに給油又は注油のための設備」を設ける場合は、第 14(給油取扱所の基準)・2・(7)の例によること。

7 注入管

簡易貯蔵タンクへ危険物を注入する時に用いる注入管(当該タンク底部に達するもの)を備えつること。＊

8 蓄圧式簡易貯蔵タンク(特例)〈S38.4.6 自消丙予発第 12 号〉

コンプレッサーから圧縮空気を送り、その圧力によって危険物を吐出させる構造のタンクは、次によること。

(1) タンクは、政令第 14 条第 5 号及び第 7 号に規定する基準に適合すること。

(2) タンクは、厚さ 3.2 mm以上の鋼板で気密に造るとともに、最大常用圧力の 1.5 倍

の圧力で 10 分間行う水圧試験において、漏れ又は変形しないものであること。

- (3) タンクには、常用圧力の 1.1 倍の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置が設けてあること。
- (4) 給油管とタンクの接続部には、給油管とタンクとの間の危険物を遮断することのできる弁等が設けてあること。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、容易に空気の送入を遮断することのできる弁等が設けてあること。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定してあること。
- (7) タンクには圧力計が設けてあること。＊
- (8) タンク内圧力を放出しなければ危険物をタンクに補給できない構造のものであること。＊
- (9) 外気温等により内圧が上昇した場合、内圧を放出するための安全装置設けること。

＊

9 固定給油設備等を設けた簡易貯蔵タンク

簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。〈S37.4.6 自消丙予発第 44 号〉

- (1) 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替業務を行うことができる。
- (2) 給油を主な目的とする場合は、1 日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。なお、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備(自家用のもの)で、給油の機会が少なく 1 日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として扱う。
- (3) 詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所として扱う。

＊